

原議保存期間 10年
(平成29年12月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 規 発 第 7 号
平 成 1 9 年 2 月 1 9 日
警 察 庁 交 通 局 長

自転車の通行に係る危険箇所の点検について

現在の我が国において、自転車は、通勤・通学や買物等の日常生活における交通手段等として幼児から高齢者までに幅広く利用されており、自転車保有台数は、今や8,600万台を超えている。

他方、このような自転車利用の増加により、自転車と車両、自転車と歩行者との交通事故が多発して交通安全面での問題が顕在化しており、これらの交通事故を抑止することが喫緊の課題である。

各都道府県警察にあっては、この観点から、下記のとおり、管轄区域内の道路について、自転車の通行に係る危険箇所の点検を実施されたい。

記

1 基本的な考え方

自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の下では車両であり、車道通行（自転車道が設けられている場合は、当該自転車道通行。以下同じ。）が原則であって、普通自転車歩道通行可規制が行われている道路に限り、歩道を通行することができることとされている。

しかし、普通自転車歩道通行可規制が行われていない歩道を自転車が通行したり、普通自転車歩道通行可規制が行われている歩道において、歩行者と自転車が輻輳したり、自転車が歩行者の通行に支障を及ぼしている実態が見受けられる。また、車道においては、自動車交通量や道路構造などから、自転車の通行が危険な道路もあるところである。

そこで、自転車及び歩行者の安全を図る見地から、自転車の通行に係る危険箇所について点検を実施し、把握した状況を踏まえた対策について検討する必要がある。

2 点検の実施

上記の考え方を踏まえ、以下に該当する道路の区間を対象に、次により危険箇所の点検を実施すること。

(1) 対象区間

ア 普通自転車歩道通行可規制区間の道路
実施区間すべてを対象とする。

イ ア以外の区間

駅・市街地・学校周辺等、自転車が集中する施設からおおむね半径500m

以内の歩道が設置されている道路を対象とする。

(2) 危険箇所の抽出要領

ア 普通自転車歩道通行可規制区間の道路

(ア) 歩道上において、歩行者と自転車が輻輳するなど、歩行者の通行が危険な場所を点検し、抽出した危険箇所について状況を把握する。

(イ) 自転車の車道通行が危険な場所を点検し、抽出した危険箇所について状況を把握する。

イ 2(1)イの道路

(ア) 自転車の歩道乗入通行により歩行者と自転車が輻輳するなど、歩行者の通行が危険な場所を点検し、抽出した危険箇所について状況を把握する。

(イ) 自転車の車道通行が危険な場所を点検し、抽出した危険箇所について状況を把握する。

3 危険箇所の道路状況に応じた対策の検討

2において抽出した危険箇所の道路の状況に応じ、講ずべき対策について、次により検討すること。

(1) 普通自転車歩道通行可規制区間の道路

ア 歩行者の通行が危険な普通自転車通行部分の指定が行われていない区間については、当該指定の可否について検討

(普通自転車通行部分指定ができない場合には、普通自転車歩道通行可規制の解除の可能性について検討)

イ 自転車の車道通行が危険な道路については、車道部分における自転車走行空間の確保方策について検討

(2) 2(1)イの道路

ア 自転車の歩道乗入れにより歩行者と自転車が輻輳するなど、歩行者の通行が危険な道路については、警告看板の設置等の自転車の歩道通行を抑止する方策について検討

イ 自転車の車道通行が危険な道路については、車道部分における自転車走行空間の確保方策について検討

4 報告

危険箇所の点検結果については、平成19年4月末までに報告されたい。

なお、危険箇所の道路の状況に応じた対策の検討状況の報告については別途指示する。